

総務政策常任委員会資料

令和5年12月6日(水)

総 合 政 策 部

目次

I 予算議案

- 議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算案について（第6号関係）・・・3
- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算案について（第5号関係）・・・4

II 特別議案

- ①議案第8号 事業契約の変更について（県プール整備運営事業）（国スポ・障スポ準備課）・・・34
- ②議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（宮崎県男女共同参画センター）
（生活・協働・男女参画課）・・・35

III その他報告事項

- ①県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和4年度の実績等について
（総合政策課）・・・40
- ②宮崎県地域公共交通計画の素案について（総合交通課）・・・44
- ③宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の素案について（総合交通課）・・・50
- ④「産業のデジタル化に関する現状と課題」アンケート結果について（産業政策課）・・・56
- ⑤宮崎県人権施策基本方針の素案について（人権同和対策課）・・・61

(議案第33号関係)

1 予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

所属名	補正額	補正前の額	補正後の額
総合政策課	681,627	3,371,059	4,052,686
秘書広報課	4,638	523,573	528,211
統計調査課	3,348	310,936	314,284
総合交通課	613,990	2,510,080	3,124,070
中山間・地域政策課	2,690	1,038,897	1,041,587
産業政策課	1,805	630,213	632,018

所属名	補正額	補正前の額	補正後の額
デジタル推進課	2,832	1,325,053	1,327,885
生活・協働・男女参画課	4,461	648,124	652,585
みやざき文化振興課	2,571	10,488,640	10,491,211
人権同和対策課	1,317	121,987	123,304
国スポ・障スポ準備課	3,357	9,370,138	9,373,495
競技力向上推進課	※ 41	511,130	511,171
総合政策部合計	1,322,677	30,849,830	32,172,507

※会計年度任用職員分のみ(職員費は、教育委員会で予算計上)

(開発事業特別資金特別会計)

総合政策課	0	20,033	20,033
-------	---	--------	--------

(一般会計+特別会計)

総合政策部合計	1,322,677	30,869,863	32,192,540
---------	-----------	------------	------------

Ⅰ 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算案について

2 繰越明許費補正(追加)

議案第1号関係

所属名	事業名	繰越額 (千円)	完成予定 年月日	繰越理由
生活・協働・ 男女参画課	消費生活センター施設修繕事業	42,250	令和6年7月31日	関係機関との調整に日時を 要したことによるもの。
みやざき 文化振興課	県立芸術劇場大規模改修事業	211,808	令和6年12月25日	関係機関との調整に日時を 要したことによるもの。
国スポ・障スポ 準備課	県有スポーツ施設整備事業	25,000	令和6年12月25日	関係機関との調整に日時を 要したことによるもの。
計	3事業	279,058		

3 債務負担行為補正(追加)

【議案第1号関係】

(単位:千円)

所属名	事項	期間	限度額
生活・協働・ 男女参画課	宮崎県男女共同参画センター 管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	201,060
国スポ・障スポ 準備課	県有スポーツ施設整備事業 (体育館整備事業)	令和5年度から 令和7年度まで	486,075
計	2事業		687,135

4 11月補正歳出一覧(人件費)

(議案第33号関係)

(一般会計)


(単位：千円)

所 属 名	補正額	補正前の額	補正後の額
総 合 政 策 課	9,627	669,337	678,964
秘 書 広 報 課	4,638	249,218	253,856
統 計 調 査 課	3,348	163,989	167,337
総 合 交 通 課	1,765	89,645	91,410
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課	2,690	113,145	115,835
産 業 政 策 課	1,805	98,723	100,528

所 属 名	補正額	補正前の額	補正後の額
デジタル推進課	2,832	130,494	133,326
生活・協働・ 男女参画課	4,461	274,544	279,005
みやざき 文化振興課	2,571	125,596	128,167
人 権 同 和 対 策 課	1,317	76,441	77,758
国スポ・障スポ 準 備 課	3,357	171,436	174,793
競 技 力 向 上 推 進 課	41	1,688	1,729
合 計	38,452	2,164,256	2,202,708

※この表の数値は、3ページの「令和5年度11月補正予算案」の内数である。

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	681,627	672,000	0	9,627	3,371,059	4,052,686	765,519	3,814,838
(款) 総務費	681,627	672,000	0	9,627	3,371,059	4,052,686	765,519	3,814,838
(項) 企画費	681,627	672,000	0	9,627	3,371,059	4,052,686	765,519	3,814,838
(目) 企画総務費	9,597	0	0	9,597	782,037	791,634	740,402	742,150
(事項) 職員費	9,173	0	0	9,173	661,539	670,712	623,829	628,346
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 連絡調整費	146	0	0	146	19,293	19,439	15,132	15,132
(説明) 部の連絡調整に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 県外事務所費	278	0	0	278	84,988	85,266	82,131	79,831
(説明) 県外事務所の運営に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(目) 計画調査費	672,030	672,000	0	30	2,589,022	3,261,052	25,117	3,072,688
(事項) 県計画総合推進費	672,030	672,000	0	30	2,587,812	3,259,842	18,741	3,067,785
(説明) 県総合計画の推進及び政策課題に関する調査・検討等に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
 1 宮崎県LPガス料金負担軽減事業					672,000	(国定額)		

新 宮崎県LPガス料金負担軽減事業

総合政策課 672,000千円
【財源:国庫(重点交付金)】

事業の目的

物価高騰に伴うLPガス使用料の上昇により影響を受けている消費者（一般消費者、飲食・その他サービス業など）を対象に、LPガス販売事業者を通じた使用料の値引きを行うことにより、その負担軽減を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

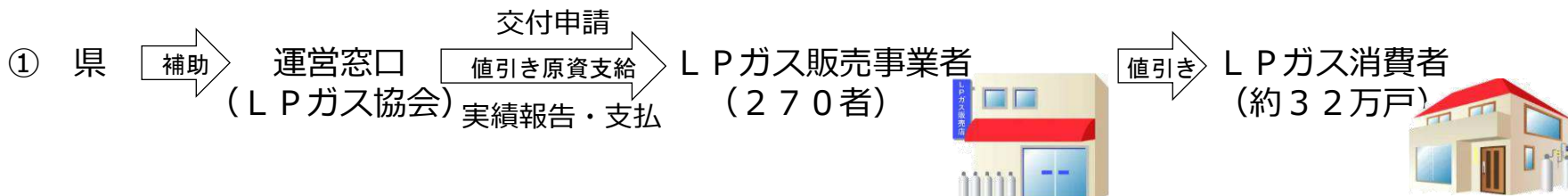
① LPガス料金負担軽減事業（定額支援【10/10】）

LPガス販売事業者を通じて、使用料から1世帯あたり2,000円を値引する県LPガス協会の取組に対して助成を行う。

【値引き額の算定方法】

- ・高騰前の月平均上昇額…632円（10m³あたり）
- ・1ヶ月あたり値引き基準額…316円（月平均上昇額の1/2を基に算定）
- ・6ヶ月分を支援対象とし算定…316円×6ヶ月分=1,896円≒2,000円

(2) 事業の仕組み



※令和6年1月分又は2月分の使用料から値引きを実施し、以降、精算手続

事業の期間

令和5年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	4,638	0	0	4,638	523,573	528,211	512,681	500,748
(款) 総務費	4,638	0	0	4,638	523,573	528,211	512,681	500,748
(項) 総務管理費	4,638	0	0	4,638	523,573	528,211	512,681	500,748
(目) 一般管理費	3,455	0	0	3,455	266,333	269,788	263,310	259,482
(事項) 職員費	3,278	0	0	3,278	229,010	232,288	225,977	223,437
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 秘書業務費	177	0	0	177	37,323	37,500	37,333	36,045
(説明) 秘書業務に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(目) 広報費	1,183	0	0	1,183	257,240	258,423	249,371	241,266
(事項) 広報活動費	394	0	0	394	241,102	241,496	233,232	226,088
(説明) 県政広報活動に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 県政相談費	789	0	0	789	15,668	16,457	15,669	14,708
(説明) 県政相談に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	3,348	0	0	3,348	310,936	314,284	278,939	266,396
(款) 総務費	3,348	0	0	3,348	310,936	314,284	278,939	266,396
(項) 統計調査費	3,348	0	0	3,348	310,936	314,284	278,939	266,396
(目) 統計調査総務費	2,864	0	0	2,864	157,700	160,564	147,237	152,143
(事項) 職員費	2,862	0	0	2,862	157,278	160,140	146,826	151,966
(説明) 職員の人件費（給与改定に伴う補正）								
(事項) 統計諸費	2	0	0	2	422	424	411	177
(説明) 統計調査事務の効率改善、統計技術の普及向上に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(目) 委託統計費	484	0	0	484	149,126	149,610	127,856	111,317
(事項) 委託統計諸費	484	0	0	484	15,926	16,410	16,620	11,033
(説明) 統計調査員の確保、統計環境の整備、県及び市町村統計職員の研修等に要する経費（給与改定に伴う補正）								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	613,990	612,225	0	1,765	2,510,080	3,124,070	2,834,594	3,687,378
(款) 総務費	613,990	612,225	0	1,765	2,510,080	3,124,070	2,834,594	3,687,378
(項) 企画費	613,990	612,225	0	1,765	2,510,080	3,124,070	2,834,594	3,687,378
(目) 企画総務費	1,493	0	0	1,493	84,621	86,114	87,354	82,639
(事項) 職員費	1,493	0	0	1,493	84,621	86,114	87,354	82,639
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 計画調査費	612,497	612,225	0	272	2,425,459	3,037,956	2,747,240	3,604,739
(事項) 広域交通ネットワーク推進 費	612,364	612,225	0	139	1,104,380	1,716,744	45,587	1,103,965
(説明) 国内外の広域交通ネットワークの形成に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
1 交通・物流事業者燃料高騰等対策事業					612,225	(国定額)		
(事項) 運輸事業振興費	133	0	0	133	185,754	185,887	185,711	181,287
(説明) 運輸事業の安全対策等を図るために要する経費(給与改定に伴う補正)								

交通・物流事業者燃料高騰等対策事業

総合交通課 補正額 612, 225千円(補正後 1, 630, 479千円)
【財源:国庫(重点交付金)】

事業の目的

燃料価格の高止まりの影響を受ける交通・物流事業者の負担軽減のため、引き続き支援を行うことで本県交通・物流網の維持を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

燃料高騰対策事業（補助率：定額）

交通・物流事業者に対して、国の激変緩和措置等を踏まえた燃料高騰の影響額を支援

(2) 事業の仕組み

【バス（協会員）・トラック・タクシー】

県 → 補助 → 各協会・組合 → 補助 → 交通・物流事業者

【バス（非協会員）・フェリー・RORO船・代行】

県 → 補助 → 交通・物流事業者

(3) 成果指標

燃料価格の高止まりにより運行経費の増大した交通・物流事業者の負担軽減を図り、本県交通・物流網を安定的に維持する。

	使用燃料	補助単価	1台あたり補助額	台数(概数)
① バス（幹線除く）	軽油	15円/ℓ	70,000円	500台
② トラック	小中型		42,000円	4,640台
	大型	84,000円	4,130台	
③ フェリー	HSC重油	10円/ℓ	40,040,000円	2隻
④ RORO船	LSC重油	15円/ℓ	20,342,000円	1隻
⑤ タクシー	LPガス		28,000円	1,630台
	ガソリン	28,000円		
⑥ 代行	ガソリン	20円/ℓ	28,000円	300台

※各協会に補助金交付に伴う事務費を別途支援



事業の期間

令和5年度

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	2,690	0	0	2,690	1,038,897	1,041,587	829,888	765,085
(款) 総務費	2,690	0	0	2,690	1,038,897	1,041,587	829,888	765,085
(項) 企画費	2,690	0	0	2,690	1,038,897	1,041,587	829,888	765,085
(目) 企画総務費	1,717	0	0	1,717	91,933	93,650	94,143	94,634
(事項) 職員費	1,717	0	0	1,717	91,933	93,650	94,143	94,634
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 計画調査費	973	0	0	973	946,964	947,937	735,745	670,451
(事項) 移住・定住促進費	835	0	0	835	567,201	568,036	333,747	344,295
(説明) 本県への移住等の促進に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 土地利用対策費	138	0	0	138	32,116	32,254	32,153	30,622
(説明) 土地取引の規制等国土利用計画法の適正な運用に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	1,805	0	0	1,805	630,213	632,018	554,697	570,568
(款) 総務費	1,805	0	0	1,805	630,213	632,018	554,697	570,568
(項) 企画費	1,805	0	0	1,805	630,213	632,018	554,697	570,568
(目) 企画総務費	1,502	0	0	1,502	94,520	96,022	80,349	92,884
(事項) 職員費	1,502	0	0	1,502	94,520	96,022	80,349	92,884
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 計画調査費	303	0	0	303	535,693	535,996	474,348	477,684
(事項) みやぎき地域活性化雇用創 造プロジェクト推進費	259	0	0	259	165,590	165,849	168,326	144,112
(説明) 産業人財の県内定着や育成等に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) みやぎき地方創生若者定着 促進費	44	0	0	44	57,589	57,633	68,320	83,774
(説明) 県内への若者定着促進に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	2,832	0	0	2,832	1,325,053	1,327,885	1,304,901	1,268,300
(款) 総務費	2,832	0	0	2,832	1,325,053	1,327,885	1,304,901	1,268,300
(項) 企画費	2,832	0	0	2,832	1,284,003	1,286,835	1,216,641	1,201,531
(目) 企画総務費	2,832	0	0	2,832	1,284,003	1,286,835	1,180,341	1,166,776
(事項) 職員費	2,515	0	0	2,515	125,821	128,336	121,671	123,554
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 行政情報システム整備運営費	317	0	0	317	326,352	326,669	315,494	286,262
(説明) 行政情報システムの整備及び運営に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	4,461	0	0	4,461	648,124	652,585	478,743	451,803
(款) 総務費	885	0	0	885	86,209	87,094	82,495	80,694
(項) 企画費	885	0	0	885	86,209	87,094	82,495	80,694
(目) 企画総務費	770	0	0	770	58,194	58,964	54,541	53,182
(事項) 職員費	655	0	0	655	43,115	43,770	42,648	42,283
(説明) 職員の人件費（給与改定に伴う補正）								
(事項) 交通事故被害者救済対策費	115	0	0	115	3,140	3,255	3,104	2,733
(説明) 交通事故相談等交通事故被害者の救済に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(目) 計画調査費	115	0	0	115	28,015	28,130	27,954	27,512
(事項) 安全で安心なまちづくり推進費	115	0	0	115	6,204	6,319	6,143	5,890
(説明) 安全に安心して暮らせる社会づくりに要する経費（給与改定に伴う補正）								
(款) 民生費	3,576	0	0	3,576	561,915	565,491	396,248	371,109
(項) 社会福祉費	3,461	0	0	3,461	505,018	508,479	338,331	314,174
(目) 社会福祉総務費	2,125	0	0	2,125	182,033	184,158	182,512	172,893
(事項) 職員費	2,010	0	0	2,010	173,501	175,511	174,016	164,883
(説明) 職員の人件費（給与改定に伴う補正）								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(事項) ボランティア活動促進事業費	115	0	0	115	8,532	8,647	8,496	8,010
(説明) ボランティア活動及び特定非営利活動を促進するとともに、県民との協働を推進するために要する経費（給与改定に伴う補正）								
(目) 県民生活費	1,336	0	0	1,336	322,985	324,321	155,819	141,281
(事項) 消費者支援対策費	1,336	0	0	1,336	57,292	58,628	58,165	53,272
(説明) 消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るために要する経費（給与改定に伴う補正）								
(項) 児童福祉費	115	0	0	115	56,897	57,012	57,917	56,935
(目) 児童福祉総務費	115	0	0	115	56,897	57,012	57,917	56,935
(事項) 男女共同参画推進費	115	0	0	115	54,847	54,962	55,212	54,788
(説明) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発及び活動推進に要する経費（給与改定に伴う補正）								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	2,571	0	0	2,571	10,488,640	10,491,211	8,965,374	8,594,807
(款) 総務費	2,263	0	0	2,263	2,352,386	2,354,649	1,099,123	973,638
(項) 総務管理費	1,000	0	0	1,000	45,864	46,864	42,248	41,702
(目) 一般管理費	1,000	0	0	1,000	42,305	43,305	42,097	41,687
(事項) 職員費	1,000	0	0	1,000	42,305	43,305	42,097	41,687
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(項) 企画費	1,263	0	0	1,263	2,306,522	2,307,785	1,056,875	931,936
(目) 企画総務費	1,263	0	0	1,263	2,214,606	2,215,869	824,895	813,611
(事項) 職員費	1,263	0	0	1,263	76,202	77,465	71,085	75,900
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(款) 教育費	308	0	0	308	8,136,254	8,136,562	7,848,205	7,605,737
(項) 教育総務費	308	0	0	308	8,136,254	8,136,562	7,848,205	7,605,737
(目) 事務局費	308	0	0	308	8,136,254	8,136,562	7,848,205	7,605,737
(事項) 私学振興費	308	0	0	308	8,136,254	8,136,562	7,848,205	7,605,737
(説明) 私立学校の振興のための助成及び指導に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	1,317	0	0	1,317	121,987	123,304	123,233	113,202
(款) 民生費	1,317	0	0	1,317	121,987	123,304	123,233	113,202
(項) 社会福祉費	1,317	0	0	1,317	121,987	123,304	123,233	113,202
(目) 社会福祉総務費	1,317	0	0	1,317	121,987	123,304	123,233	113,202
(事項) 職員費	1,089	0	0	1,089	71,611	72,700	73,229	70,349
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費	228	0	0	228	16,242	16,470	16,242	12,965
(説明) 「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づく施策の推進に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	3,357	0	0	3,357	9,370,138	9,373,495	5,979,633	5,347,976
(款) 総務費	3,357	0	0	3,357	9,370,138	9,373,495	5,974,136	5,342,479
(項) 企画費	3,357	0	0	3,357	9,370,138	9,373,495	5,974,136	5,342,479
(目) 企画総務費	3,357	0	0	3,357	171,436	174,793	135,964	138,500
(事項) 職員費	3,357	0	0	3,357	171,436	174,793	135,964	138,500
(説明) 職員の人件費（給与改定に伴う補正）								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	41	0	0	41	511,130	511,171	444,732	430,146
(款) 教育費	41	0	0	41	511,130	511,171	444,732	430,146
(項) 保健体育費	41	0	0	41	511,130	511,171	444,732	430,146
(目) 体育振興費	41	0	0	41	511,130	511,171	444,732	430,146
(事項) 競技力向上推進事業	41	0	0	41	375,566	375,607	317,567	306,606
(説明) 競技力の向上推進に要する経費(給与改定に伴う補正)								

Ⅱ① 議案第8号 事業契約の変更について（県プール整備運営事業）

【議案第8号】 事業契約の変更について

国スポ・障スポ準備課

1 事業契約の概要

- (1) 事業名称 県プール整備運営事業
- (2) 契約金額
 - <変更前> 15,594,408,800円
 - <変更後> 16,657,296,340円（1,062,887,540円増）
- (3) 契約相手方 ひなたメドレー株式会社
- (4) 事業期間 令和3年9月27日から令和22年3月31日まで

2 変更理由

事業契約に基づく物価変動等に伴う契約金額の改定

3 事業概要

- (1) 事業手法 PFI事業（BTO方式）
- (2) 事業場所 宮崎市錦本町4-1ほか
- (3) 建築面積 約10,697㎡
- (4) 延べ面積 約14,265㎡
- (5) 階数 地上3階
- (6) 構造種別 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- (7) 主要施設 50mプール、25mプール、トレーニング室、クライミングウォール等
- (8) 事業期間
 - 設計・建設期間 : 令和3年9月～令和6年12月
 - 開業準備期間 : 令和7年1月～令和7年3月
 - 運営・維持管理期間 : 令和7年4月～令和22年3月

【議案第12号】

公の施設の指定管理者の指定（宮崎県男女共同参画センター）

生活・協働・男女参画課

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県男女共同参画センター
- 設置目的 男女共同参画に係る情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する。
- 現指定管理者 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

- 名称 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
- 代表者 理事長 西田 たみ子
- 事務所の所在地 宮崎市宮田町3番46号県庁9号館
- 職員数 9名

3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ①募集期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで
- ②申請者 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（生活・協働・男女参画課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（総合政策部及び総務部）	選定委員会の審査結果を、生活・協働・男女参画課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	稲田 弘子（九州保健福祉大学教授）
委員	工藤 経芳（公認会計士） 高浜 確也（『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～代表） 税田 倫子（株式会社グローバル・クリーン 専務取締役） 阿部 洋子（延岡市企画部男女共同参画推進室 室長）

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長（県民生活・サミット担当）
委員	総合政策課長 生活・協働・男女参画課長 行政改革推進室長

Ⅱ② 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定（宮崎県男女共同参画センター）

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること	事業内容に偏りがなく、住民の平等な利用が確保されるものであるか	30
	施設の管理運営に関する基本方針が、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨に沿っているか	
	男女共同参画社会づくりの現状と男女共同参画センターの役割、課題を十分認識しているか	
	開館日、開館時間について利用者の利便性に配慮しているか	
事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること	男女共同参画社会づくりに関する各種事業の内容が優れているか	30
	男女共同参画社会づくりに向けた独自性のある優れた事業の提案が行われているか	
	利用者増への取組に関する提案は適切か	
	利用者満足度の把握や苦情・要望への対応、運営改善への反映に関する提案は適切か	
事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること	指定管理料の提案額は適切か	10
	業務遂行のための経費の積算は適切か	
	施設の効率的、効果的な管理運営、管理経費の縮減等に関する基本的考え方は適切か	
事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること	施設の管理運営に必要な体制（適正な人員配置、有能な職員の確保、職員の資質向上）は確保されているか	30
	施設を継続的、安定的に運営することが可能な財政的基盤はあるか	
	類似事業等において優れた実績を有しているか	
	個人情報保護、情報公開への対応、安全管理・危機管理、リスク管理への具体的な対応策は適切か	
	環境保全や地域経済の活性化など、地域への貢献に配慮した取組が行われているか	
	障がい者雇用に対して理解があり、雇用する場合の支援体制が整っているか	
合計		100

（3）審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

1位 397点（委員平均79.4点）：特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。

1位 83点：特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。

③ 選定理由

- ・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たしていること。
- ・男女共同参画社会づくりの重要性やセンターの役割を十分理解した上で、適切な事業計画が提出されていること。
- ・事業計画やこれまでの実績等から、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

5 指定管理候補者からの提案内容

※注1：今期（3年）の指定管理料

※注2：今期（3年）の指定管理料 102,921千円

一次期（5年）の指定管理料 201,060千円

（1）指定管理料

項目	年額	指定期間（5年）計
指定管理料提案額	令和6年度 39,844千円	201,060千円
	令和7年度以降 40,304千円	年平均 40,212千円
基準価格 (提案額との差)	令和6年度 39,844千円	201,060千円
	令和7年度以降 40,304千円 (0千円)	年平均 40,212千円 (0千円)
今期の指定管理料 (提案額(年平均)との差)	令和3～5年度 34,307千円 (-5,905千円)	102,921千円※注1 (-98,139千円)※注2

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度
収 入(a)	39,844	40,304	40,304	40,304	40,304
指定管理料	39,844	40,304	40,304	40,304	40,304
支 出(b)	39,844	40,304	40,304	40,304	40,304
管理費	29,060	29,275	29,495	29,720	29,910
事業費	10,784	11,029	10,809	10,584	10,394
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等（ は新たな取組）

①情報提供

- ・若年層を主なターゲットとして、ホームページに加え、Facebook、LINE、InstagramなどのSNSの積極的な活用による情報発信の強化

②啓発

- ・講座やセミナーの開催に加え、地域や学校、企業への講師派遣等を積極的に実施
- ・オンラインやYoutube活用による講座・動画配信などを実施
- ・教職員を対象とした研修会や、市町村と協働してジェンダー平等に資する取組を実施

③相談

- ・電話、面接相談に加え、メールによる相談受付を実施
- ・「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動の期間」に合わせて、期間中平日は相談を含め開館時間を午後8時まで延長

④その他

- ・平日利用が困難な人のために、土曜日も開館
- ・センター事業のより効果的な広報を行うため、広報戦略担当を配置

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の 令和4年度の実績等について

総合政策課

1 概要

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針（平成26年2月策定）に基づき、全部局を対象として、公共工事、情報システム調達、物品等調達、業務委託、使用貸借の5分野について、県内発注率（金額ベース・件数ベース）を整理した。

2 県内発注の状況

（1）公共工事関係

①主な取組

- ・総合評価落札方式の評価項目として「地産地消への取組」を設定。
- ・設計業務の特記仕様書に「地産地消に資する工法検討の義務づけ」、「県産品を使用した設計を原則とすること」について記載。

Ⅲ① 県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和4年度の実績等について

② 県内発注率

項目		区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
建設工事	県内企業	金額	95.8	96.1	95.6	93.7	79.1	79.5	83.9%	66,156百万円
		件数	96.2	96.0	96.4	96.1	95.9	95.0	95.1%	2,580件
	支店含む	金額	96.7	97.1	96.3	96.9	87.9	94.7	84.9%	66,943百万円
		件数	97.7	97.2	97.1	97.4	97.6	97.2	96.5%	2,619件
建設工事関連の 業務委託	県内企業	金額	74.9	78.3	77.4	80.3	81.6	83.8	87.7%	12,428百万円
		件数	88.7	89.5	89.7	90.2	89.4	91.3	92.0%	2,233件
	支店含む	金額	94.5	96.9	97.3	97.1	95.3	97.2	98.1%	13,901百万円
		件数	97.9	98.6	98.3	98.6	97.2	98.2	98.0%	2,377件
下請負人の活用※3		金額	77.1	76.2	79.3	76.3	62.2	62.2	76.5%	11,626百万円
		件数	85.5	85.9	86.7	87.7	85.6	84.8	87.3%	2,774件
建設資材の調達※3		金額	90.6	91.1	91.1	90.1	65.6	73.7	89.3%	9,904百万円
		件数	91.9	91.9	93.2	92.2	89.7	92.0	91.0%	2,618件

※1 県内企業とは、本社・本店が県内に立地する企業を指す（以下、同様）

※2 支店等とは、支店・営業所等が県内に立地する県外企業を指す（以下、同様）

※3 調査対象：宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱に基づく報告義務がある工事契約（1,000万円以上）

（県内発注率の主な増減要因等）

建設工事については、件数ベースでは横ばい基調にあるものの、金額ベースでは、近年、新宮崎県体育館や新宮崎県陸上競技場関連工事等の大型案件が相次ぐ中、これらが県外企業への発注となったことにより、約8割の県内発注率となっている。

(2) その他（情報システム、物品等調達関係）

①主な取組

・情報システム調達関係

一定の入札可能業者が確保される案件については、入札参加者を「宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者」に限定。

・物品等調達関係

県内企業で対応可能な物品等については、優先的に県内企業から調達したほか、文書や会議等で実施方針及び取組事例を周知。

・業務委託、使用賃借関係

各部局及び出先機関に対し、文書及び会議等で実施方針や取組事例を周知。

Ⅲ① 県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和4年度の実績等について

② 県内発注率

項目		区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
情報システム 調達関係	県内企業	金額	12.8	15.4	12.6	14.6	15.0	13.3	12.6%	613百万円
		件数	55.5	53.6	57.4	58.7	54.5	51.1	50.9%	649件
	支店含む	金額	46.1	44.6	54.9	47.1	47.3	56.5	59.3%	2,892百万円
		件数	69.7	66.9	70.9	72.6	71.0	68.6	67.1%	855件
物品等調達関係	県内企業	金額	23.2	21.2	17.5	16.0	25.0	21.9	18.9%	2,779百万円
		件数	78.5	79.3	78.9	78.2	77.9	78.5	79.5%	34,499件
	支店含む	金額	96.6	97.2	96.9	95.2	94.7	78.3	94.0%	13,806百万円
		件数	94.6	94.7	94.5	94.4	94.8	95.0	95.2%	41,332件
業務委託 (工事関連、情報関連を 除く)	県内企業	金額	78.7	79.2	77.2	76.6	72.9	71.9	68.2%	22,913百万円
		件数	83.4	84.3	83.3	83.1	82.9	82.5	82.8%	7,891件
	支店含む	金額	90.8	91.4	90.7	89.4	87.3	83.3	78.8%	26,505百万円
		件数	88.8	89.3	88.9	88.1	87.9	87.7	87.6%	8,346件
使用賃借(リース等) (物品、情報関連を除く)	県内企業	金額	49.9	51.4	48.5	41.1	52.5	44.8	48.5%	1,011百万円
		件数	68.4	70.8	70.3	68.7	64.9	65.3	69.3%	3,438件
	支店含む	金額	68.3	72.5	73.7	67.1	74.1	67.4	59.6%	1,242百万円
		件数	82.7	83.2	83.4	82.6	78.9	76.6	80.0%	3,965件

(県内発注率の主な増減要因等)

情報システム調達関係については、県の情報システムは規模が大きく、専門性の高いシステムが多いことから、県外企業が受注する割合が高くなっている。

物品等調達関係については、金額の約8割を病院局が占めており、県内企業で取扱いのない医療機器や薬品等が多いため、県外企業への発注率が高くなっている。

業務委託については、新型コロナウイルス感染症関連の業務（無料検査業務や自宅療養者フォローアップセンター等運營業務）など専門的な業務が県外企業への発注となったことにより、県内発注率が近年、低下している。

宮崎県地域公共交通計画の素案について

総合交通課

1 計画策定の理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等により、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通計画の策定が令和6年度以降の地域間幹線バスに係る国庫補助の要件となったことから、今回、新たに策定するもの。

※策定主体は、国、県、市町村、交通事業者等からなる「宮崎県地域公共交通協議会」。

2 計画（素案）の概要

(1) 計画の区域等

県全域を対象とし、当面は、広域的なバス路線を中心とした計画とする。

※鉄道を含め、その他の交通モードについては、必要に応じ、計画を改定することで対応する。

(2) 計画の期間 令和6年度から令和10年度までの5年間

(3) 目指す姿 将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

【基本方針】

- ①誰もが利用しやすい環境の整備や魅力発信などによる需要の掘り起こし
- ②関係者間の連携・共創や路線の見直しなどによる運行の最適化・効率化
- ③路線維持のための支援や運転士確保の推進などによる運行基盤の整備・充実

Ⅲ② 宮崎県地域公共交通計画の素案について

(4) 計画の目標

本県の目指す姿や基本方針を踏まえ、計画の目標及び指標・目標値を以下のとおり設定。

【目標】 ①利用者数の増加 ②収支の改善 ③運転士数の増加

【指標と目標値】

指標		現状	目標値	目標設定の考え方等
指標1	広域的なバスの利用者数	232.3万人 (R4)	320万人	いずれもコロナ禍前である令和元年度の 数値を目標値とし、計画期間（令和10年度 まで）のなるべく早期に達成し、その後、 維持できるよう取り組む。 【各指標の令和元年度の数値】 利用者数：320.1万人 収支率：60.2% 財政負担：約2.6億円 運転士数：319人
指標2-1	広域的なバスの収支率	50.8% (R4)	60.0%	
指標2-2	広域的なバスの運行に 対する県の財政負担	2.4億円 (R4)	コロナ禍前 (R元)の水準 を上回らない	
指標3	乗合バスの運転士数 (正規職員)	272人 (R3)	320人	

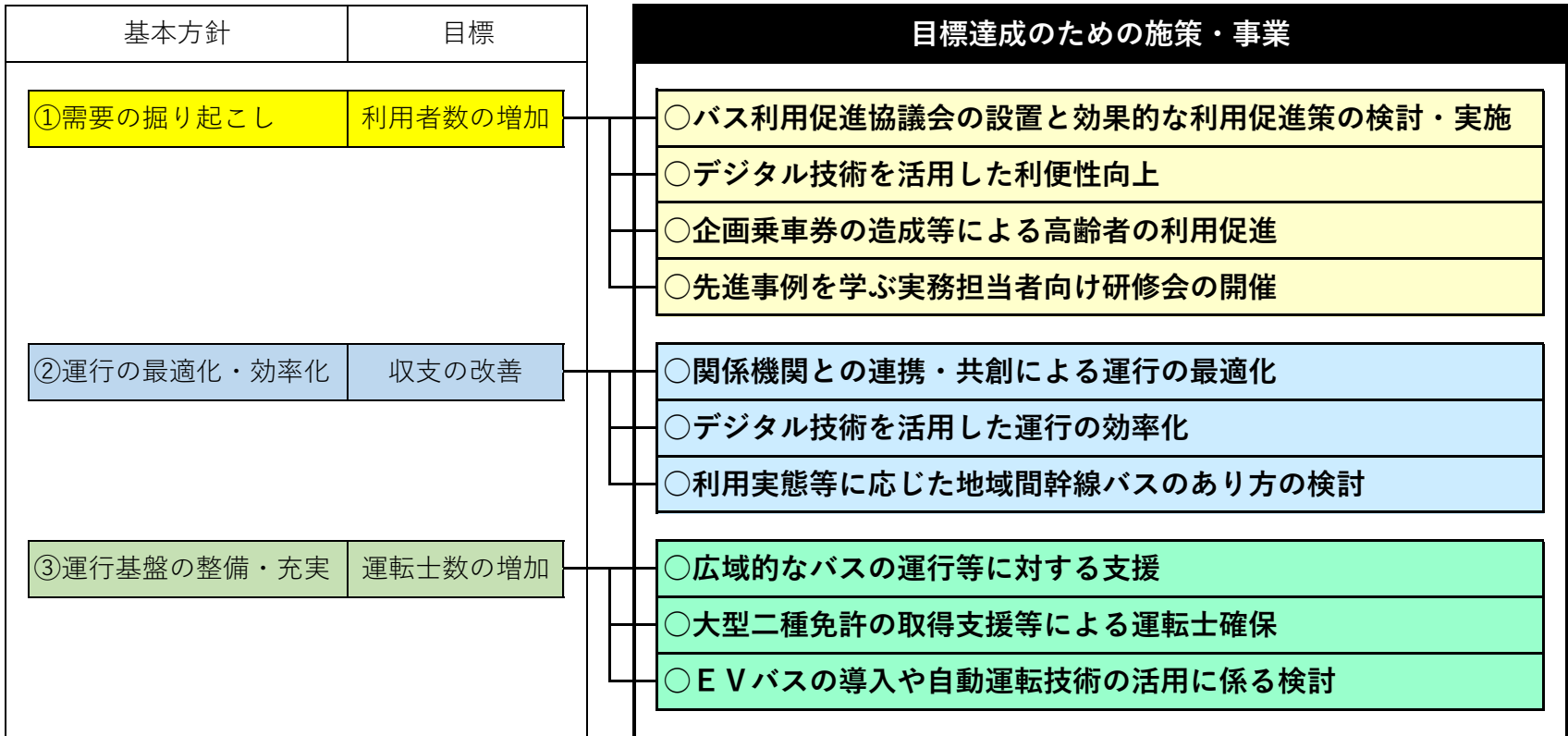
※「広域的なバス」は、地域間幹線バス及び広域的コミュニティバス。

※「広域的なバスの運行に対する県の財政負担」は、地域間幹線バスの運行に対する国との協調補助額及び広域的コミュニティバスの運行に対する市町村への支援額の合計。

Ⅲ② 宮崎県地域公共交通計画の素案について

(5) 目標達成のための施策・事業

目指す姿 将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築



Ⅲ② 宮崎県地域公共交通計画の素案について

① 需要の掘り起こし（利用者数の増加）

○ バス利用促進協議会の設置と効果的な利用促進策の検討・実施

宮崎県バス利用促進協議会（仮称）を設置し、県・市町村・バス事業者等が、一体となって、より効果的な利用促進策を検討・実施

○ デジタル技術を活用した利便性向上

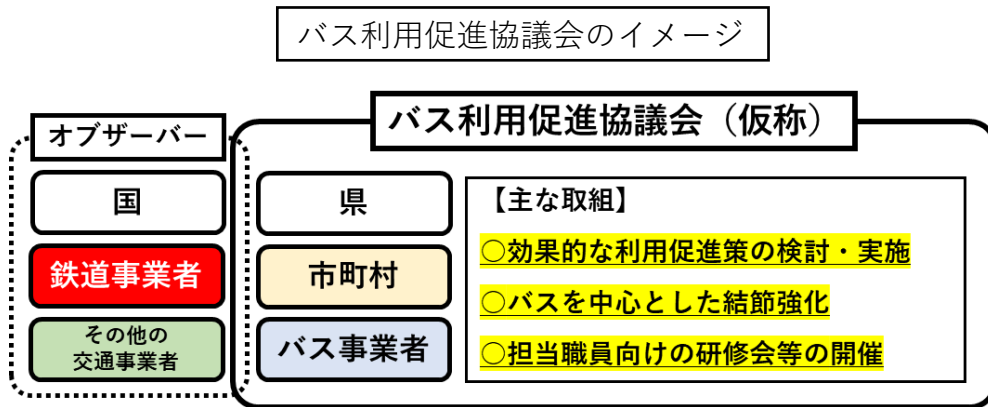
九州全域におけるMaaS※の推進や新たなキャッシュレス決済の導入

※MaaS…様々な交通機関や宿泊・観光施設の検索・予約・決済を専用アプリで一括で提供するサービス。

○ 企画乗車券の造成等による高齢者の利用促進

シニアパスの造成やノンステップバスの導入

○ 先進事例を学ぶ実務担当者向け研修会の開催



シニアパスのチラシ（抜粋）



Ⅲ② 宮崎県地域公共交通計画の素案について

②運行の最適化・効率化（収支の改善）

○関係機関との連携・共創による運行の最適化

バスと各交通モードとの結節強化（乗り継ぎの円滑化）に向け、関係者による検討会を開催

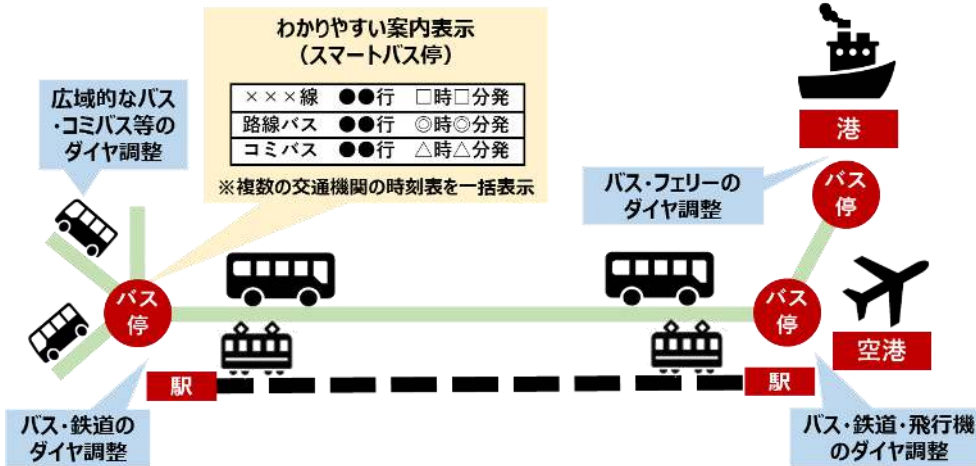
○デジタル技術を活用した運行の効率化

路線バスのAIデマンド化の推進、自動運転技術の活用に係る検討

○利用実態等に応じた地域間幹線バスのあり方の検討

各路線の状況を客観的に評価するための指標を設けた上で、関係者間であり方を検討

結節強化のイメージ



地域間幹線バスの評価指標

指標	算定方法
① 幹線性	年間利用者数 ÷ 沿線人口
② 広域性	複数市町村をまたいだ利用者の割合
③ 生産性	平均乗車密度、輸送量
④ 採算性	収支率 (= 運行収入 ÷ 運行経費)
⑤ 人口減少率	沿線人口の減少率 (R2 → R12)

Ⅲ② 宮崎県地域公共交通計画の素案について

③ 運行基盤の整備・充実（運転士数の増加）

○ 広域的なバスの運行等に対する支援

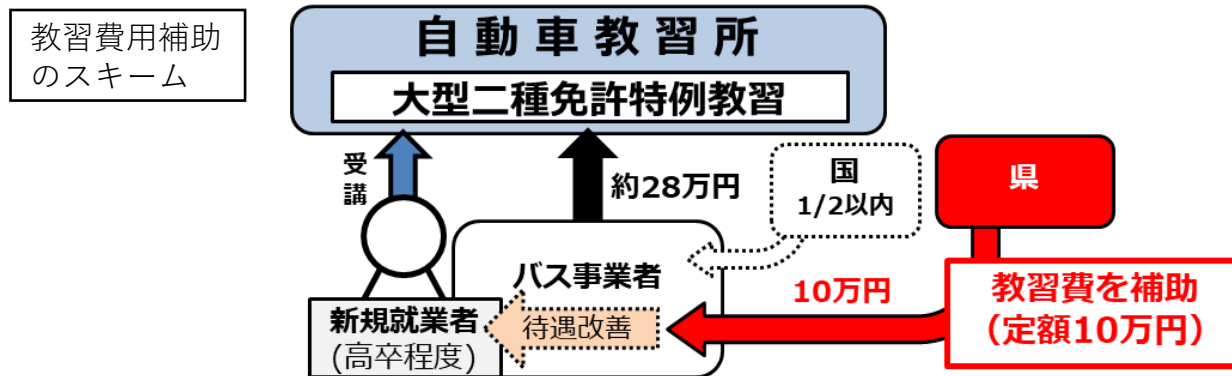
地域間幹線バスや広域的コミュニティバスについて、県として引き続き、運行費等を補助

○ 大型二種免許の取得支援等による運転士確保

大型二種免許の取得等に係る教習費用の補助、事業者による乗務体験会や就職説明会の開催

○ E Vバスの導入や自動運転技術の活用に係る検討

E Vバス導入に向けた検討や自動運転技術に係る先進事例の調査、意見交換の実施



3 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月～ パブリックコメントの実施

令和6年2月 宮崎県地域公共交通協議会の開催（計画案の承認）

3月 2月定例会 常任委員会へ報告（計画の報告）

宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の素案について

総合交通課

1 改定の趣旨

「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」（以下「戦略」という。）は、「未来みやざき創造プラン長期ビジョン」に基づく「アクションプラン」に定められた交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくために、具体的な取組を体系的に示すものとして、平成25年3月から策定しているものであり、今般、「長期ビジョン」（令和4年9月）及び「アクションプラン」（令和5年6月）が新たに策定されたことに伴い、本戦略についても改定を行うもの。



2 戦略の期間

令和6年度～令和9年度（4年間）

3 戦略の構成



4 戦略の概要

(1) 基本方針と施策

基本方針		施策
【交通】		
1	持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	〈施策1〉 誰もが利用しやすい環境の整備や魅力発信などによる需要の掘り起こし
		〈施策2〉 関係者間の連携・共創や路線の見直しなどによる運行の最適化・効率化
		〈施策3〉 路線維持のための支援や運転士確保の推進などによる運行基盤の整備・充実
2	国内外との交流を活性化させる交通ネットワークの構築	〈施策4〉 交通の玄関口となるターミナルの機能充実
		〈施策5〉 国内拠点間の円滑な移動を支える広域交通ネットワークの維持・充実
		〈施策6〉 海外との交流を活性化させる国際交通ネットワークの構築
【物流】		
1	安定輸送を担う物流ネットワークの構築	〈施策1〉 効率的な物流網を支えるインフラの整備
		〈施策2〉 安定輸送の実現に向けた物流構造改革の推進
2	効率的な輸送体系の実現	〈施策3〉 サプライチェーンの最適化による物流効率化の推進
		〈施策4〉 荷主・消費者への理解促進
【共通】		
1	災害に強い交通・物流体系の確保	〈施策1〉 災害時においても機能する交通・物流網の構築
2	交通・物流分野の脱炭素化の推進	〈施策2〉 環境負荷の少ないグリーンな交通・物流の促進

(2) 展開する主な取組

① 交通の主な取組

〈施策1〉 誰もが利用しやすい環境の整備や魅力発信などによる需要の掘り起こし

- 県・市町村・交通事業者が一体となった利用促進策の検討・実施
- 駅の段差解消やノンステップバスの導入などのバリアフリー化の推進など

〈施策2〉 関係者間の連携・共創や路線の見直しなどによる運行の最適化・効率化

- 各モードの結節強化（乗り継ぎの円滑化）に向けた検討会の開催
- 路線バスのAIデマンド化の推進など

〈施策3〉 路線維持のための支援や運転士確保の推進などによる運行基盤の整備・充実

- 広域的なバスの運行費や大型二種免許の取得等に係る教習費用の補助など

〈施策4〉 交通の玄関口となるターミナルの機能充実

- ターミナル管理者・行政・交通事業者等が連携した利便性向上の推進など

〈施策5〉 国内拠点間の円滑な移動を支える広域交通ネットワークの維持・充実

- 地方間路線の再開、LCC路線の増便・新規路線の開拓に向けた誘致活動や要望活動の実施など

〈施策6〉 海外との交流を活性化させる国際交通ネットワークの構築

- 国際定期便の早期再開に向けたチャーター便の誘致活動やセールス活動の実施など

② 物流の主な取組

〈施策1〉 効率的な物流網を支えるインフラの整備

- 高規格道路の整備促進やアクセス性の向上
- 船舶の大型化等に対応した重要港湾の整備の実施など

〈施策2〉 安定輸送の実現に向けた物流構造改革の推進

- ホワイト物流推進運動※など人材確保に向けた国の施策との連携
 - 自動化・機械化による省人化、点呼・配車管理などのデジタル化、船舶や鉄道へのモーダルシフトの推進など
- ※トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化や、女性や60代の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動

〈施策3〉 サプライチェーンの最適化による物流効率化の推進

- 関東や関西から北部九州経由で本県に入ってくる貨物の本県への直送化に向けた取組の実施
- 貨物の集約や積み合わせ輸送など各産業ごとの集出荷体制の効率化の推進など

〈施策4〉 荷主・消費者への理解促進

- 荷主、運送事業者、行政による物流課題等についての意見交換会の実施
- 荷主・消費者の意識改革や行動変容を促すための啓発等の実施など

III③ 宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の素案について

③ 共通の主な取組

〈施策1〉災害時においても機能する交通・物流網の構築

- 緊急輸送道路等の整備や重要港湾の耐震化の推進
- 陸海空が連携した移動・輸送手段の代替性の維持・確保など

〈施策2〉環境負荷の少ないグリーンな交通・物流の促進

- エコ通勤割引制度の普及・啓発などによる公共交通の利用促進
- E Vバスの導入に向けた検討、モーダルシフトや積載率向上等による物流システムの効率化の推進など

(3) 数値目標

(交通に関する主な指標)

指標	現況	目標
フェリー利用者数 (一般旅客数)	9万4,609人 (令和4年度)	13万人 (令和8年度)
宮崎空港の乗降客数	139万人 (令和3年度)	350万人 (令和8年度)
外国人延べ宿泊者数	1万人泊 (令和3年)	36万人泊 (令和8年)

(物流に関する主な指標)

指標	現況	目標
フェリー貨物輸送量 (トラック台数)	6万1,036台 (令和4年度)	7.2万台 (令和8年度)
高規格道路整備率	80.1% (令和4年度)	81.5% (令和8年度)
港湾の防波堤等整備	7,816m (令和3年度)	9,648m (令和8年度)

5 今後のスケジュール

- 令和5年12月 パブリックコメントの実施、関係機関・市町村との意見交換
- 令和6年 1月 宮崎県交通・物流対策推進本部幹事会にて審議
- 2月 宮崎県交通・物流対策推進本部会議にて審議、戦略決定
- 3月 2月定例会総務政策常任委員会にて報告

「産業のデジタル化に関する現状と課題」 アンケート結果について

産業政策課

1 アンケートの目的

県では、産業のデジタル化を推進する上で、各産業に共通する課題を以下のとおり設定し、令和4年度より事業に取り組んでいるところである。

- ・事業者の理解が進んでいない
- ・デジタルスキルを持った人材が不足している
- ・費用対効果が見えにくく、設備投資に至らない

今回、コロナ禍を経て、デジタル化・DXという言葉が社会経済に浸透して来ている中、改めて本県における産業のデジタル化に向けた県内事業者の現状把握、課題分析を目的として、アンケートを実施したところである。

2 アンケートの概要

【アンケート調査】

- 実施時期：令和5年6月から10月
- 対象事業者：県内事業者約3,400者
- 回答事業者数：474者（製造業95者、小売・卸売業83者、宿泊・飲食サービス業52者、土木・建設業51者、サービス業49者、情報通信業29者、その他115者）

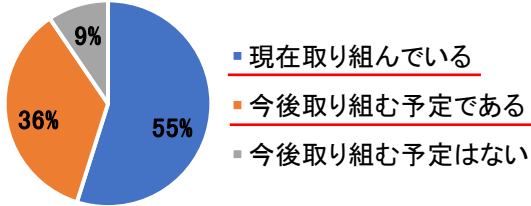
【人材に関するヒアリング調査】

- 実施時期：令和5年9月から10月
- 対象事業者：17者（製造業4者、土木・建築業3者、小売・卸売業5者、宿泊・飲食サービス業3者、運送業1者、福祉サービス1者）

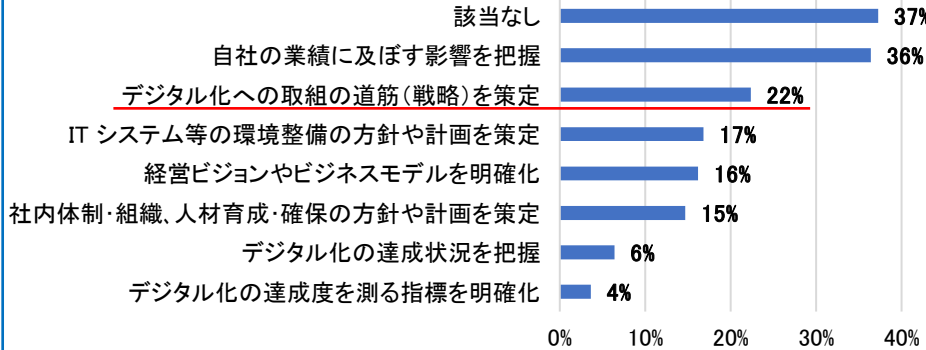


Ⅲ④ 「産業のデジタル化に関する現状と課題」 アンケート結果について

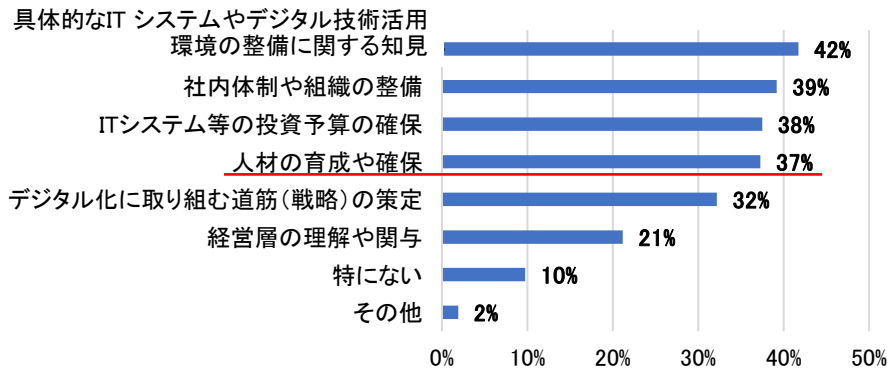
(1) デジタル化の現状



(2) デジタル化に取り組む基盤の有無



(3) デジタル化に取り組む上での課題 (複数回答)

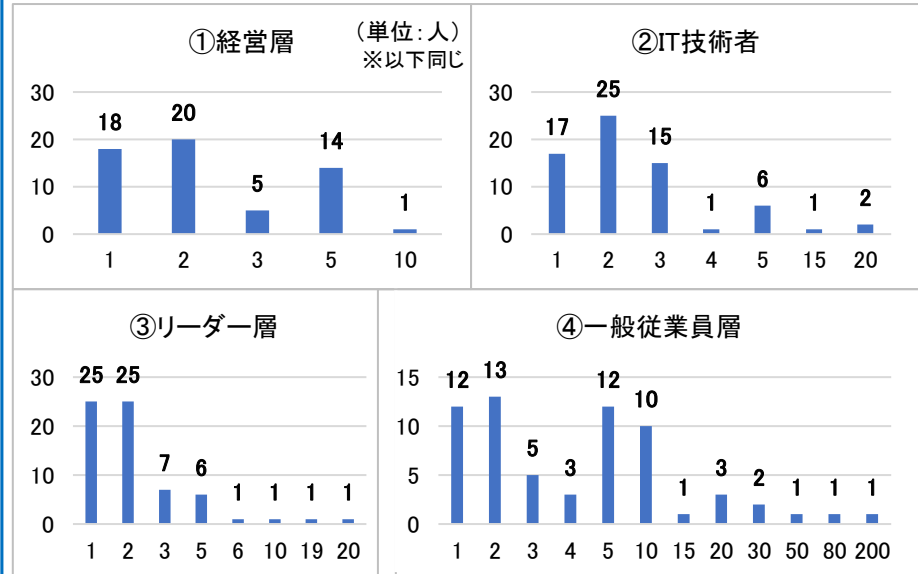


全体の9割以上がデジタル化に取り組み始めている一方で、デジタル化への戦略等を策定している事業者は少ない。

また、ITシステム・デジタル技術等の知見や社内体制・組織の問題、投資予算、人材の育成・確保に課題を感じている状況である。

(4) 人材の育成・確保の必要性

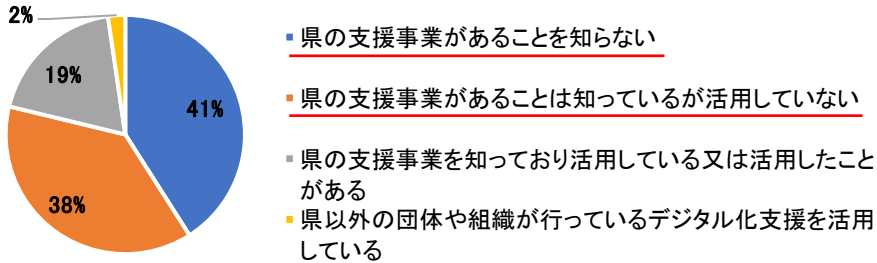
(3)において、「人材の育成や確保」を課題とした事業者のうち、どのようなレベルの人材が何人くらい必要かについてアンケートを実施



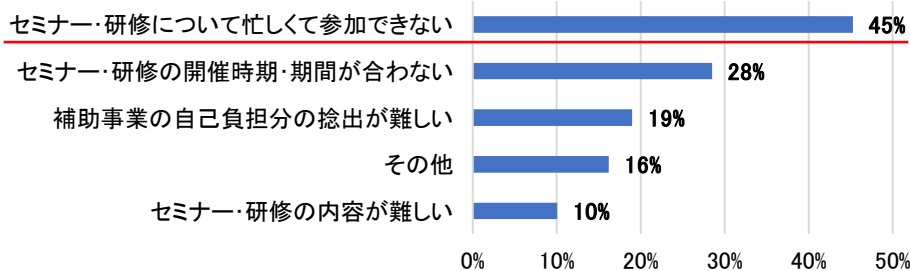
それぞれの階層における最頻値は2人となっているが、最低1人は必要という回答も多い。

Ⅲ④ 「産業のデジタル化に関する現状と課題」 アンケート結果について

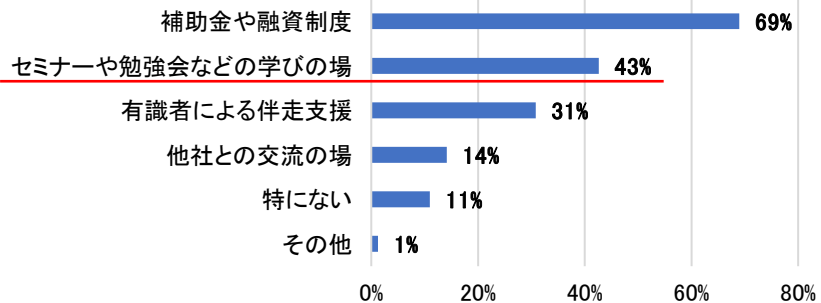
(5) 県の支援事業の活用状況



(6) 県の支援事業があることを知っているが活用していない理由 (複数回答)



(7) 県や関係機関に期待する支援 (複数回答)



県の支援事業について、「知らない」という回答が4割を超えており、周知・広報のあり方について検討が必要である。また、支援事業を知っていても活用していない理由としては、「忙しい」という声がある一方で、期待する支援として「学びの場」という声も多いことから、より受講しやすい環境づくりを検討していく必要がある。

(8) 人材の育成・確保に関するヒアリング結果

○現状

デジタル担当部署に専門家がない事業者が多く、人事異動もあり、人材の育成・確保が難しい

○社内教育体制

社内教育の必要性を感じている事業者が多いが、教育体制が整っている事業者はほとんどいない

○人材確保 (求人)

デジタル担当職員の求人を行っている事業者が多いが、給与設定や人件費負担の問題等により採用は厳しい状況

○求める支援策

IT教育を行っている教育機関とのマッチングや外部人材の派遣支援、人件費の補助などの支援

デジタル化に取り組むにあたって、人材の育成・確保の必要性は認識されているものの、採用や社内教育が進んでいない状況である。

3 アンケートを踏まえた産業のデジタル化に向けた課題と対応の確認

①事業者の理解が進んでいない

デジタル化に向けた戦略等の策定や社内体制の整備につなげていくためにも、特に経営者層を中心に、デジタル化の必要性や効果について理解してもらう必要がある。

②デジタルスキルを持った人材が不足している

デジタル化戦略等を策定できる経営者や、社内で中心となって推進する人材、システム等を使う側の従業員など、階層に応じた社内人材のリスキングを進めながら、長期的な視点で人材の育成・確保を図る必要がある。

③費用対効果が見えにくく、設備投資に至らない

費用対効果を明らかにしていくためにも、デジタル技術等を導入することにより生産性が向上した事例を県内に創出していく必要がある。



大きく変化していく社会経済の動きに対応し、最新化・多様化していくデジタル技術等の動きを捉えながら、事業者の実情に応じた最適なシステム等の実装を進めていくためには、特にその基盤となる人材の育成・確保が最も重要である。

産業におけるデジタル人材育成のための取組の方向性を示す「指針」の策定が必要

4 「産業におけるデジタル人材育成のための取組指針」 骨子案

(1) 策定趣旨

本県における産業のデジタル化に向けた現状と課題を整理し、特にデジタル化を推進するにあたって基盤となる人材育成に向けて必要な取組の方向性を示すことで、県や産業支援団体、教育機関等の県内関係機関が連携して産業のデジタル化に向けた取組を加速させ、将来に向けて本県地域産業の活力を維持していくことを目指す。

(2) 産業のデジタル化に関する現状と課題

- ① 県内事業者アンケート結果
- ② 産業のデジタル化に向けた課題
- ③ デジタル人材育成の必要性

(3) 目指すべき姿

(4) 取組の方向性

- ① 経営者及び従業員に向けた支援
- ② 求職者・離職者に向けた支援
- ③ 学生等、未来の本県産業を担う人材に向けた支援
- ④ 特定分野における人材育成支援

5 今後のスケジュール

令和5年12月 県デジタル化推進本部 地域産業部会（関係各課）における意見聴取
デジタル社会推進協議会（産学官）における意見聴取

令和6年 1月 意見のとりまとめ、最終案作成

2月 地域産業部会及びデジタル社会推進協議会における確認を経て指針決定

3月 2月定例会総務政策常任委員会にて報告

宮崎県人権施策基本方針の素案について

人権同和対策課

1 方針の策定について

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」（令和4年3月14日施行）第8条に基づき、本県の人権施策の基本となる方針として策定する。

方針の策定にあたっては、現在の人権教育・啓発の基本方針である「宮崎県人権教育・啓発推進方針」（平成17年1月施行、平成26年12月改定）の基本的な考え方や施策等は踏襲しつつ、条例や昨年度実施した人権に関する県民意識調査の結果等を踏まえ、今後の人権施策の基本となる方針を定める。

2 これまでの検討状況

令和5年6月21日 6月定例会常任委員会（策定についての報告）

8月24日 第1回宮崎県人権施策推進懇話会（骨子案）

9月11日～10月11日

関係団体の意見聴取（21団体）

9月21日 9月定例会常任委員会（骨子案）

11月10日 第2回宮崎県人権施策推進懇話会（素案）

12月6日 11月定例会常任委員会（素案）

Ⅲ⑤ 宮崎県人権施策基本方針の素案について

3 素案の概要

第1章 はじめに

現方針からの追加・変更点を赤字

1 方針策定の趣旨

- ・ 宮崎県人権尊重の社会づくり条例の施行
- ・ 同和問題をはじめとする様々な人権問題や、多様な性、**新型コロナ**など新たな人権問題への対応

2 方針の目標

- ・ **お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現**

3 方針の性格

- ・ 人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための方針
- ・ **宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき人権施策を総合的に推進するための方針**
- ・ **宮崎県総合計画の部門別計画**

4 人権をめぐる国内外の状況

- ・ **人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）、こども基本法、LGBT理解増進法等の施行**
- ・ **新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染者や医療従事者等に対する差別、誹謗中傷等**

第2章 人権施策の推進

現方針からの追加・変更点を赤字

1 人権の視点に立った行政の推進

(1) 職員の人権意識の向上

- ・ 職位に応じた人権研修の実施及び研修内容の充実、見直し

(2) 人権に関する県民意識の的確な把握

- ・ 市町村及び関係団体等との意見交換
- ・ 人権に関する県民意識調査の定期的な実施

2 人権意識の高揚を図るための施策

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- ・ 日常生活を通じ、大人も子どもも共に人権感覚が身につくような家庭における学習機会の充実
- ・ 一人ひとりの子どもの人権を尊重した学校運営や教育活動、人権教育に関する指導内容や方法の充実
- ・ 地域の実情に応じ、人権尊重の理念について理解を深めるよう、様々な学習機会の充実
- ・ 企業等内における人権教育・啓発の取組への支援等

(2) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発

- ・ 人権と関わりの深い特定の職業（公務員、教職員等）への従事者に対する人権教育・啓発の強化

(3) 人権教育・啓発を推進するための環境整備

- ・ **人材の育成と活用**：地域や企業、団体等の身近なところで人権教育・啓発を行う指導者の養成、資質向上
- ・ **教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用**：対象者の発達段階や知識等に応じた体系的な学習ができる教材や資料等の整備
- ・ **広報の充実**：マスメディアやホームページ、SNSなど、それぞれの媒体の特性を踏まえた効果的・効率的な広報
- ・ **ネットワークの構築**：宮崎県人権啓発センターを中心に、国、市町村、民間団体等との連携・協働

3 相談支援体制の整備

(1) 人権問題に関する相談体制の充実・連携

- ・ 相談員の資質向上及び各相談窓口の相互理解の促進

(2) 相談窓口の周知

- ・ マスメディアやホームページ、SNS等を活用した周知

Ⅲ⑤ 宮崎県人権施策基本方針の素案について

第3章 分野別施策の推進

現方針からの追加・変更点を赤字

<p>1 女性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共に働きやすい就業環境の整備 ・働き方の見直しと仕事と生活の調和 ・子どもたちに対する男女共同参画の理解の促進 ・DV、性犯罪等、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶
<p>2 子ども</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権を尊重する啓発活動 ・子どものいじめ防止対策の推進 ・子育て中の家庭や子どもからの相談に対する体制の充実、児童虐待防止への取組 ・子どもの発達段階や個性に応じた適切な指導
<p>3 高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護に関する取組の推進、相談体制の充実 ・社会参加の促進や就業の確保 ・介護サービスの基盤整備、質的向上
<p>4 障がいのある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消や権利擁護に関する取組の推進 ・教育環境の整備・社会参加の促進 ・スポーツ、文化芸術活動の振興 ・人にやさしい福祉のまちづくりの推進
<p>5 同和問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題についての正しい理解と認識を深めるための取組 ・市町村や関係機関等と連携した啓発活動の推進 ・インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象に対するモニタリング
<p>6 外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍や民族などの異なる人々が共に生きていくような、多文化共生社会づくりの推進 ・国際理解教育等の充実による国際感覚豊かな人づくりの推進
<p>7 HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズやハンセン病、新興感染症等の感染症に関する正しい知識の普及啓発 ・ハンセン病患者等の社会復帰に向けての関係機関との支援体制づくり

Ⅲ⑤ 宮崎県人権施策基本方針の素案について

第3章 分野別施策の推進

現方針からの追加・変更点を赤字

8 犯罪被害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等のニーズに応じた情報の提供や相談体制の充実 ・ 犯罪被害者等を支える環境づくりのための広報・啓発活動の推進 ・ 県及び市町村職員に対する研修の実施を通じた総合的対応窓口の充実
9 インターネットを利用した人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民向け人権講座の開催 ・ 企業や団体等が実施する研修会への講師派遣 ・ インターネットの適切な利用に関する広報・啓発の推進 ・ 情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関する学校教育の充実
10 多様な性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、講演会等を通じた教育・啓発活動の推進 ・ 性について悩んでいる児童生徒への相談対応及び関係機関との連携 ・ 公文書における性別記載欄の見直しなど生きづらさ解消に向けた取組
11 刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偏見や差別をなくし、社会復帰に資するための啓発等 ・ 関係機関との連携による社会復帰等の支援
12 北朝鮮当局による拉致問題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への要望活動や他の自治体との情報交換 ・ 学校教育における拉致問題等に関する理解と認識を深めるための取組 ・ 帰国した被害者等に対する支援
13 働く人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等に対するハラスメント防止研修支援（啓発資料の提供、講師の派遣等） ・ 相談体制の整備、充実 ・ 公正な採用選考に関する企業等への啓発 ・ 働き方の見直しや多様な働き方に関する講演会の開催や周知広報
14 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に起因する人権問題、生活困窮者など様々な課題が存在 ・ 国や市町村、関係機関等と連携し、問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進

Ⅲ⑤ 宮崎県人権施策基本方針の素案について

第4章 方針の推進

1 県の推進体制

- ・関係部局相互に連携・協働し、全庁的な取組を推進

2 国、市町村との連携

- ・国や市町村との役割分担を踏まえつつ、連携・協働し、全庁的な取組を推進

3 民間団体との連携

- ・NPO等の民間団体と連携・協働して人権施策を推進

4 施策の点検及び見直し

- ・毎年度、施策の実施状況を点検、公表。県民の人権意識の状況を踏まえ方針の見直し

4 今後のスケジュール

令和5年12月7日～令和6年1月5日

パブリックコメント

令和6年1月24日 第3回宮崎県人権施策推進懇話会（基本方針案）

2月 2月定例会（議案提出・審議）

4月 宮崎県人権施策基本方針施行